



# 山形県公報

令和5年7月25日(火)  
第424号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(防災危機管理課) ……781

### 告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……782

### 公 告

○特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……同

### そ の 他

○県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……783

○同……………(同) ……788

○同……………(同) ……791

○同……………(同) ……796

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第46号

#### 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第4号中「完了させるものとする」を「完了しなければならない」に改め、同表第6項を次のように改める。

#### 6 被災した住宅の応急修理

##### (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯あたり50,000円以内とする。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

##### (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。

別表第1第7項第5号及び第8項第4号中「完了させるものとする」を「完了しなければならない」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

## 告 示

### 山形県告示第557号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                       | 障害児通所支援の種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|-------------------------------|-----------------------------------|------------|-----|-------------|
| 合同会社WADA I<br>酒田市みずほ一丁目19番地の1 | 放課後等デイサービス アルク<br>酒田市みずほ一丁目19番地の1 | 放課後等デイサービス | 10名 | 令和 5. 7. 20 |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車2.6メートル級（スイング式雪切板ロング付き） 1台
- (2) ロータリ除雪車2.6メートル級 1台
- (3) ロータリ除雪車2.6メートル、220キロワット級 1台
- (4) ロータリ除雪車2.2メートル級 1台
- (5) 除雪グレーダ4.0メートル級 1台
- (6) 除雪グレーダ3.7メートル級 1台
- (7) 除雪ドーザ14トン級 1台
- (8) 凍結防止剤散布車 2台
- (9) 小型除雪車1.0メートル級（ロング雪切板付き） 2台

#### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720

#### 3 落札者を決定した日 令和5年5月15日

#### 4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(9)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- (2) 寒河江重車輜株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地の1

- (3) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地 1
- (4) 寒河江重車輛株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地の 1
- (5) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (6) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (7) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (8) いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
- (9) 寒河江重車輛株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地の 1

5 落札金額

1 の(1)から(9)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) 75,570,000円
  - (2) 72,600,000円
  - (3) 53,944,000円
  - (4) 57,640,000円
  - (5) 33,000,000円
  - (6) 32,450,000円
  - (7) 21,560,000円
  - (8) 42,240,000円
  - (9) 24,200,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項の規定による公告を行った日  
令和5年4月18日

## そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年7月25日

山形県住宅供給公社  
理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                        | 規 格<br>住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル | 公 募<br>戸 数 | 区 分               | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 要 摘    |                                    |                                    |
|------------------|----------------------------|-------------|-------------------------------|------------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                            |             |                               |            |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営五十鈴アパ<br>ート1号  | 山形市大野目二<br>丁目2-52          | 3K          | 51.2                          | 1          | 一般用               | 14,400                  | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 26,300                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同                | 同                          | 同           | 同                             | 同          | 同                 | 14,400                  | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 26,300                             |                                    |
| 同 2号             | 同 2-50                     | 同           | 同                             | 同          | 同                 | 14,400                  | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 26,300                             |                                    |
| 同 3号             | 同 2-46                     | 同           | 同                             | 同          | 同                 | 14,400                  | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 26,300                             |                                    |
| 同 南山形アパ<br>ート1号  | 同 南松原一<br>丁目9-5            | 2DK         | 49.6                          | 2          | 特定目的用<br>(高齢者等専用) | 17,600                  | 20,300                             | 23,300                             | 26,300                             | 30,000 | 34,600                             |                                    |
| 同 2号             | 同                          | 3DK         | 63.1                          | 2          | 一般用               | 22,400                  | 25,900                             | 29,600                             | 33,400                             | 38,200 | 44,100                             |                                    |
| 同                | 同                          | 同           | 同                             | 同          | 同                 | 22,400                  | 25,900                             | 29,600                             | 33,400                             | 38,200 | 44,100                             |                                    |
| 同 4号             | 同 9-1                      | 1LDK        | 39.9                          | 10         | 同                 | 14,000                  | 16,200                             | 18,500                             | 20,900                             | 23,900 | 27,600                             |                                    |
| 同 5号             | 同 9-6                      | 2DK         | 51.3                          | 1          | 同                 | 18,500                  | 21,300                             | 24,400                             | 27,500                             | 31,500 | 36,300                             |                                    |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート1号 | 同 円応寺町<br>21-27            | 3DK         | 59.3                          | 1          | 同                 | 17,800                  | 20,500                             | 23,500                             | 26,500                             | 30,300 | 34,900                             |                                    |
| 同 桜町アパー<br>ト2号   | 同 桜町四丁<br>目12-20           | 同           | 64.2                          | 1          | 同                 | 21,700                  | 25,000                             | 28,600                             | 32,300                             | 36,900 | 42,600                             |                                    |
| 同 南寒河江ア<br>パート1号 | 同 寒河江市大宇高<br>屋字西浦100-<br>5 | 同           | 64.2                          | 1          | 同                 | 17,300                  | 19,900                             | 22,800                             | 25,700                             | 29,400 | 33,900                             | 单身可                                |
| 同 2号             | 同                          | 同           | 62.6                          | 1          | 同                 | 17,100                  | 19,700                             | 22,600                             | 25,500                             | 29,100 | 33,600                             |                                    |
| 同                | 同                          | 同           | 64.2                          | 1          | 同                 | 17,500                  | 20,200                             | 23,100                             | 26,100                             | 29,800 | 34,400                             |                                    |

|                     |                           |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|---------------------|---------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同                   | 同                         | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 | 单身可 |
| 同<br>塩水アパー<br>ト3号   | 同<br>大字寒<br>河江字塩水46-<br>1 | 同 | 70.7 | 1 | 同 | 23,100 | 26,700 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,400 |     |
| 同<br>6号             | 同                         | 同 | 70.7 | 1 | 同 | 23,200 | 26,800 | 30,700 | 34,600 | 39,500 | 45,600 | 单身可 |
| 同<br>土屋倉アパ<br>ート1号  | 同<br>上山市美咲町二<br>丁目3       | 同 | 51.8 | 1 | 同 | 12,400 | 14,300 | 16,400 | 18,500 | 21,100 | 24,400 | 同   |
| 同<br>2号             | 同                         | 同 | 51.8 | 1 | 同 | 12,500 | 14,500 | 16,600 | 18,700 | 21,400 | 24,700 |     |
| 同<br>金生アパー<br>ト     | 同<br>金生一丁<br>目13-13       | 同 | 44.4 | 2 | 同 | 10,600 | 12,200 | 13,900 | 14,800 | 14,800 | 14,800 |     |
| 同<br>鷲ヶ袋アパ<br>ート1号  | 同<br>旭町二丁<br>目7-1         | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 | 单身可 |
| 同<br>2号             | 同                         | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 | 同   |
| 同<br>長清水アパ<br>ート1号  | 同<br>長清水一<br>丁目10-11      | 同 | 69.4 | 1 | 同 | 22,000 | 25,400 | 29,100 | 32,800 | 37,500 | 43,300 |     |
| 同<br>楯岡アパー<br>ト     | 同<br>村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23   | 同 | 54.6 | 2 | 同 | 12,900 | 14,900 | 17,000 | 19,200 | 22,000 | 25,300 |     |
| 同<br>2号             | 同                         | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 12,900 | 14,900 | 17,000 | 19,200 | 22,000 | 25,300 | 单身可 |
| 同<br>交り江アパ<br>ート1号  | 同<br>天童市交り江五<br>丁目10-1    | 同 | 62.8 | 1 | 同 | 17,100 | 19,700 | 22,500 | 25,400 | 29,000 | 33,500 |     |
| 同<br>2号             | 同<br>10-2                 | 同 | 62.8 | 1 | 同 | 17,100 | 19,700 | 22,500 | 25,400 | 29,000 | 33,500 |     |
| 同<br>天童駅西ア<br>パート3号 | 同<br>駅西二丁<br>目2-31        | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,200 | 28,500 | 32,500 | 37,600 |     |
| 同<br>天童駅南ア<br>パート1号 | 同<br>田鶴町四<br>丁目18-17      | 同 | 66.5 | 1 | 同 | 22,900 | 26,400 | 30,200 | 34,100 | 38,900 | 44,900 |     |

|                |                               |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|-------------------------------|------|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 尾花沢アパ<br>一ト  | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36             | 同    | 62.6 | 1 | 同 | 19,000 | 22,000 | 25,200 | 28,400 | 32,400 | 37,400 |     |
| 同 近江アパ<br>一ト1号 | 東村山郡山辺町<br>近江1-1              | 同    | 64.2 | 1 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同              | 同                             | 同    | 64.2 | 2 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 | 单身可 |
| 同 長崎アパ<br>一ト   | 同 中山町<br>大字長崎8035-<br>205     | 同    | 62.8 | 1 | 同 | 17,100 | 19,800 | 22,600 | 25,500 | 29,100 | 33,600 |     |
| 同 谷地アパ<br>一ト1号 | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1    | 同    | 59.3 | 2 | 同 | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |     |
| 同 2号           | 同                             | 同    | 71.1 | 1 | 同 | 21,900 | 25,300 | 28,900 | 32,600 | 37,300 | 43,000 |     |
| 同              | 同                             | 2LDK | 71.1 | 1 | 同 | 21,900 | 25,300 | 28,900 | 32,600 | 37,300 | 43,000 |     |
| 同 左沢アパ<br>一ト   | 同 大江町<br>大字藤田264-<br>3        | 3DK  | 59.3 | 2 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同              | 同                             | 同    | 59.3 | 1 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 | 单身可 |
| 同 大石田アパ<br>一ト  | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同    | 59.4 | 1 | 同 | 14,100 | 16,300 | 18,600 | 21,000 | 24,000 | 27,700 | 同   |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものである場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年8月1日（火）から同月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年8月7日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県住宅供給公社村山地域管理事務所

### 5 入居の時期 令和5年10月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年7月25日

山形県住宅供給公社  
理事長 平山雅之



1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要 |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|----|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |             |    | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート3号 | 新庄市金沢1496<br>-1 | 3DK  | 63.9                          | 1    | 一般用 | 16,800<br>円             | 19,400<br>円                        | 22,200<br>円                        | 25,000<br>円                        | 28,600<br>円                        | 33,000<br>円 |    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。  
(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年8月4日（金）から同月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年8月10日（木）までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

山形県住宅供給公社最上地域管理事務所

### 5 入居の時期 令和5年10月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年7月25日

山形県住宅供給公社  
理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

| 名称                  | 所在地                 | 規   | 格    | 公 | 募   | 区      | 家      |                               |        |                         |                                    |                                    | 賃   | 金 | 摘 | 要 |
|---------------------|---------------------|-----|------|---|-----|--------|--------|-------------------------------|--------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----|---|---|---|
|                     |                     |     |      |   |     |        | 住宅形式   | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル | 戸数     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 |     |   |   |   |
| 県営太田町アパ<br>ート1号     | 米沢市太田町五<br>丁目1-10   | 2DK | 60.3 | 1 | 一般用 | 19,300 | 22,200 | 25,400                        | 28,700 | 32,800                  | 37,800                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可 |   |   |   |
| 同<br>3号             | 同                   | 3DK | 74.0 | 1 | 同   | 23,700 | 27,400 | 31,300                        | 35,400 | 40,400                  | 46,600                             |                                    |     |   |   |   |
| 同                   | 同                   | 同   | 74.0 | 1 | 同   | 23,700 | 27,400 | 31,300                        | 35,400 | 40,400                  | 46,600                             |                                    | 单身可 |   |   |   |
| 同<br>春日アパー<br>ート1号  | 同<br>春日五丁<br>目2-43  | 同   | 58.4 | 2 | 同   | 16,500 | 19,000 | 21,800                        | 24,600 | 28,100                  | 32,400                             |                                    |     |   |   |   |
| 同                   | 同                   | 同   | 63.9 | 1 | 同   | 18,000 | 20,800 | 23,800                        | 26,900 | 30,700                  | 35,400                             |                                    |     |   |   |   |
| 同<br>2号             | 同                   | 同   | 61.0 | 1 | 同   | 17,500 | 20,200 | 23,100                        | 26,000 | 29,800                  | 34,300                             |                                    | 单身可 |   |   |   |
| 同<br>3号             | 同                   | 2DK | 61.5 | 1 | 同   | 20,800 | 24,000 | 27,500                        | 31,000 | 35,500                  | 40,900                             |                                    | 同   |   |   |   |
| 同                   | 同                   | 3DK | 75.6 | 1 | 同   | 25,600 | 29,600 | 33,800                        | 38,200 | 43,600                  | 50,300                             |                                    |     |   |   |   |
| 同<br>中田第1ア<br>パート3号 | 同<br>中田町<br>658-3   | 同   | 69.9 | 2 | 同   | 22,900 | 26,400 | 30,200                        | 34,100 | 39,000                  | 45,000                             |                                    |     |   |   |   |
| 同<br>4号             | 同                   | 同   | 75.4 | 1 | 同   | 24,900 | 28,800 | 32,900                        | 37,100 | 42,400                  | 48,900                             |                                    |     |   |   |   |
| 同                   | 同                   | 同   | 75.4 | 1 | 同   | 24,900 | 28,800 | 32,900                        | 37,100 | 42,400                  | 48,900                             |                                    | 单身可 |   |   |   |
| 同<br>5号             | 同                   | 同   | 75.4 | 1 | 同   | 25,000 | 28,900 | 33,000                        | 37,300 | 42,600                  | 49,100                             |                                    |     |   |   |   |
| 同<br>玉の木アパ<br>ート    | 同<br>通町八丁<br>目2-95  | 同   | 55.7 | 2 | 同   | 14,000 | 16,100 | 18,400                        | 20,800 | 23,800                  | 27,500                             |                                    | 单身可 |   |   |   |
| 同<br>成島アパー<br>ート1号  | 同<br>成島町三<br>丁目2-96 | 同   | 58.0 | 1 | 同   | 16,300 | 18,800 | 21,500                        | 24,300 | 27,700                  | 32,000                             |                                    |     |   |   |   |

|                  |                            |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|----------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 2号             | 同 2-95                     | 同 | 64.2 | 2 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同 米沢中央ア<br>パート1号 | 同 中央七丁<br>目5-77            | 同 | 68.7 | 1 | 同 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,300 |     |
| 同 相生アパー<br>ト1号   | 同 相生町7<br>-65              | 同 | 69.2 | 2 | 同 | 22,600 | 26,100 | 29,800 | 33,700 | 38,500 | 44,400 |     |
| 同 2号             | 同                          | 同 | 72.9 | 1 | 同 | 23,800 | 27,500 | 31,400 | 35,500 | 40,500 | 46,800 |     |
| 同                | 同                          | 同 | 72.9 | 1 | 同 | 23,800 | 27,500 | 31,400 | 35,500 | 40,500 | 46,800 | 単身可 |
| 同 小出アパー<br>ト1号   | 長井市台町3-<br>1               | 同 | 55.7 | 2 | 同 | 13,400 | 15,400 | 17,700 | 19,900 | 22,800 | 26,300 |     |
| 同 2号             | 同 3-<br>2                  | 同 | 58.0 | 3 | 同 | 14,200 | 16,400 | 18,700 | 21,100 | 24,100 | 27,800 |     |
| 同 成田アパー<br>ト     | 同 成田3102<br>-3             | 同 | 58.4 | 2 | 同 | 14,700 | 17,000 | 19,400 | 21,900 | 25,000 | 28,900 |     |
| 同                | 同                          | 同 | 58.4 | 1 | 同 | 14,700 | 17,000 | 19,400 | 21,900 | 25,000 | 28,900 | 単身可 |
| 同                | 同                          | 同 | 63.9 | 1 | 同 | 16,100 | 18,600 | 21,200 | 24,000 | 27,400 | 31,600 |     |
| 同 桜木アパー<br>ト1号   | 南陽市三間通<br>1229-2           | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 15,800 | 18,300 | 20,900 | 23,600 | 27,000 | 31,100 |     |
| 同 2号             | 同 1229-1                   | 同 | 59.3 | 2 | 同 | 15,800 | 18,300 | 20,900 | 23,600 | 27,000 | 31,100 |     |
| 同 大町アパー<br>ト     | 東置賜郡高島町<br>大字高島695-<br>12  | 同 | 58.0 | 2 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 |     |
| 同                | 同                          | 同 | 58.0 | 1 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 |     |
| 同 釜之北アパー<br>ト    | 同 川西町<br>大字小松3017<br>-1    | 同 | 67.4 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,600 | 28,800 | 32,900 | 38,000 | 同   |
| 同 白鷹アパー<br>ト     | 西置賜郡白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1 | 同 | 55.7 | 1 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |     |

|                    |                            |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|--------------------|----------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同                  | 同                          | 同 | 55.7 | 1 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | 单身可 |
| 同<br>あらとアパ<br>一ト2号 | 同<br>725<br>-1             | 同 | 77.9 | 2 | 同 | 24,600 | 28,400 | 32,500 | 36,600 | 41,800 | 48,300 |     |
| 同                  | 同                          | 同 | 77.9 | 1 | 同 | 24,600 | 28,400 | 32,500 | 36,600 | 41,800 | 48,300 | 单身可 |
| 同<br>飯豊アパー<br>ト    | 同<br>飯豊町<br>大字萩生3893一<br>3 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものである場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。  
(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年8月1日（火）から同月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年8月7日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所

### 5 入居の時期 令和5年10月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年7月25日

山形県住宅供給公社

理事長 平 山 雅 之



1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地          | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |                                            |     |
|------------|--------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|-----|
|            |              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営美原アパート1号 | 鶴岡市美原町18-1   | 3DK  | 74.2                          | 2    | 一般用 | 19,700                  | 22,700                                     | 26,000                                     | 29,300                                     | 33,500 | 38,700                                     | 3月分の家賃に相当する額                               | 単身可 |
| 同 4号       | 同 18-3       | 同    | 79.4                          | 1    | 同   | 21,800                  | 25,100                                     | 28,700                                     | 32,400                                     | 37,100 | 42,800                                     |                                            |     |
| 同 東部アパート3号 | 同 朝陽町6-6     | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 14,900                  | 17,200                                     | 19,700                                     | 22,200                                     | 25,400 | 29,300                                     |                                            |     |
| 同          | 同            | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 14,900                  | 17,200                                     | 19,700                                     | 22,200                                     | 25,400 | 29,300                                     |                                            | 単身可 |
| 同 茅原アパート1号 | 同 北茅原町9      | 同    | 63.5                          | 2    | 同   | 16,600                  | 19,200                                     | 21,900                                     | 24,700                                     | 28,300 | 32,600                                     |                                            |     |
| 同          | 同            | 同    | 63.5                          | 1    | 同   | 16,600                  | 19,200                                     | 21,900                                     | 24,700                                     | 28,300 | 32,600                                     |                                            | 単身可 |
| 同 2号       | 同            | 同    | 63.9                          | 1    | 同   | 17,000                  | 19,600                                     | 22,400                                     | 25,300                                     | 28,900 | 33,400                                     |                                            |     |
| 同 城南アパート1号 | 同 城南町9-34    | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,300                  | 21,200                                     | 24,200                                     | 27,300                                     | 31,200 | 36,000                                     |                                            |     |
| 同          | 同            | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,300                  | 21,200                                     | 24,200                                     | 27,300                                     | 31,200 | 36,000                                     |                                            | 単身可 |
| 同          | 同            | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 18,800                  | 21,700                                     | 24,800                                     | 28,000                                     | 32,000 | 37,000                                     |                                            |     |
| 同          | 同            | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 18,800                  | 21,700                                     | 24,800                                     | 28,000                                     | 32,000 | 37,000                                     |                                            |     |
| 同 2号       | 同 9-30       | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 18,800                  | 21,700                                     | 24,800                                     | 28,000                                     | 32,000 | 37,000                                     |                                            | 単身可 |
| 同 未広アパート3号 | 同 未広町23-60   | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同   | 22,500                  | 25,900                                     | 29,700                                     | 33,500                                     | 38,200 | 44,100                                     |                                            | 単身可 |
| 同 川南アパート1号 | 酒田市若宮町二丁目1-1 | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,100                  | 17,400                                     | 19,900                                     | 22,500                                     | 25,700 | 29,700                                     |                                            | 同   |

|                   |                       |     |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|-------------------|-----------------------|-----|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同<br>2号           | 同<br>1-2              | 同   | 同 | 51.2 | 2 | 同 | 15,200 | 17,600 | 20,100 | 22,700 | 25,900 | 29,900 | 同   |
| 同<br>川南住宅4号       | 同<br>1-4              | 3K  | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 |     |
| 同                 | 同                     | 同   | 同 | 54.6 | 2 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 | 单身可 |
| 同<br>川南アパ<br>ト5号  | 同<br>1-5              | 同   | 同 | 55.7 | 2 | 同 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 |     |
| 同                 | 同                     | 同   | 同 | 55.7 | 1 | 同 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 | 单身可 |
| 同<br>こがねアパ<br>ト1号 | 同<br>こがね町<br>一丁目21-1  | 3DK | 同 | 63.5 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 | 同   |
| 同<br>2号           | 同<br>21-11            | 同   | 同 | 58.4 | 1 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 | 同   |
| 同                 | 同                     | 同   | 同 | 63.9 | 1 | 同 | 17,900 | 20,600 | 23,600 | 26,600 | 30,400 | 35,100 |     |
| 同<br>3号           | 同<br>21-14            | 同   | 同 | 69.5 | 2 | 同 | 19,700 | 22,800 | 26,100 | 29,400 | 33,600 | 38,800 | 单身可 |
| 同<br>東泉アパ<br>ト1号  | 同<br>東泉町四<br>丁目15-21  | 同   | 同 | 61.0 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 |     |
| 同<br>2号           | 同<br>15-22            | 同   | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 |     |
| 同                 | 同                     | 同   | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 | 单身可 |
| 同                 | 同                     | 同   | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,700 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,800 | 36,700 | 同   |
| 同<br>鳥海アパ<br>ト1号  | 同<br>富士見町<br>三丁目2-118 | 同   | 同 | 69.2 | 1 | 同 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 | 同   |
| 同<br>2号           | 同                     | 同   | 同 | 69.2 | 1 | 同 | 23,100 | 26,700 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,400 |     |
| 同                 | 同                     | 同   | 同 | 69.2 | 1 | 同 | 23,100 | 26,700 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,400 | 单身可 |

|               |                          |     |      |   |              |        |        |        |        |        |        |     |
|---------------|--------------------------|-----|------|---|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 3号          | 同                        | 同   | 67.0 | 1 | 同            | 22,500 | 25,900 | 29,700 | 33,500 | 38,300 | 44,100 | 同   |
| 同 北新町アバ<br>一ト | 同 北新町一<br>丁目1-58         | 2DK | 55.0 | 1 | 特定目的用<br>店舗等 | 19,100 | 22,000 | 25,200 | 28,400 | 32,400 | 37,400 | 同   |
| 同             | 同                        | 3DK | 64.3 | 1 | 一般用          | 22,300 | 25,700 | 29,400 | 33,200 | 37,900 | 43,800 |     |
| 同 余目アパー<br>ト  | 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1 | 同   | 64.2 | 1 | 同            | 16,100 | 18,600 | 21,300 | 24,000 | 27,500 | 31,700 |     |
| 同 遊佐アパー<br>ト  | 飽海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2      | 同   | 59.3 | 1 | 同            | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 | 単身可 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年8月1日（火）から同月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年8月7日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

### 5 入居の時期 令和5年10月上旬

令和5年7月25日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年7月25日発行 発行人 山形県